

**浜田地区広域行政組合第9期介護保険事業計画
に対する意見と浜田地区広域行政組合の考え方**

- 【件 名】 浜田地区広域行政組合第9期介護保険事業計画（案）
 【期 間】 令和6年1月5日から令和6年2月5日まで
 【意見提出数】 1通
 【意見内容】 10件

No.	意 見	組合の考え方
1	<p>【計画書 39 項 基本目標 I】</p> <p>圏域住民の主観的幸福感について、目標を 60%としているが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護 1～5 をのぞく 65 歳以上から無作為抽出された 7000 人が対象で行われており、介護サービスを利用している人は除外されているし、必ずしも介護に関わっている人への調査となるとは限らない。圏域住民の主観的幸福感を把握するなら、実際に介護サービスを利用している人やその家族などの意見・認識も反映されるべき。介護サービスを利用した際や地域包括センターへ相談した際などに、どう感じたかをアンケートするなど、対象の負担とならない方法で調査し、サービスへ反映させるべきであり、計画に盛り込むことを求める。</p> <p>また、問題なのは主観的幸福感が満たされていない人であり、7点未満だった人の意識を深掘りする調査を行い、その原因を明らかにして対策を計画に盛り込む必要がある。</p>	<p>この目標は、国が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果に基づき設定したものです。評価の方法はいろいろあると思いますが、その内のひとつを指標として設定したものですので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>また、ご指摘があったサービス利用や地域包括支援センターへ相談などに対するアンケートについては、浜田市及び江津市（以下「両市」という。）とも情報共有し、今後検討したいと考えます。</p> <p>しかし、主観的幸福感が満たされていない人への意識調査と対策については、介護や健康以外の様々な要因が関係していることも示唆されますので、事業計画に盛り込むことは困難と考えます。</p>

No.	意見	組合の考え方
2	<p>【計画書 40 項 基本目標Ⅲ】</p> <p>地域活動づくりへ参加している人の割合として、目標を 20%としているが、すでにそういったものへ参加できない人・参加できる条件のない人ばかりの地域もある。そのような地域へ「共助」を求めるのは行政として無責任にも思える。できない地域への対応も計画で明らかにすべき。</p>	<p>地域づくり活動は、地域の方と両市の高齢者担当部局、まちづくり担当部局を中心に、各地域の実情に応じて取り組んでいくこととなります。</p> <p>計画では、そうした取組の結果である参加者割合を目標として設定していますが、本計画において、地域への対応を明記していく想定はありません。</p>
3	<p>【計画書 40 項 基本目標Ⅳ】</p> <p>認知症の相談窓口の周知状況について、目標が 50.0%は低すぎる。ヤングケアラーが社会問題ともなっていることから、学校などでの周知も有効だろうし、高齢者やその家族へ、行政からなにかしらの通知を送付する際には、ちょっとした紙面を折り込むこともあっていいと思う。両市の庁内各部署とも連携して、取り組みを進めるなど、「知らない人はいない」という目標を掲げるべき。</p>	<p>認知症の相談窓口の周知状況については、令和 4 年度調査において 31 パーセントと低い結果でしたので、これを高めるという目標を掲げています。最終的には「知らない人はいない」という状況にしたいと考えていますが、まずは 50 パーセントという目標を立てたところです。</p> <p>周知方法につきましては、ご提案いただいた内容も含め、両市と検討していきたいと考えます。</p>
4	<p>【計画書 41 項 基本目標Ⅴ】</p> <p>「転々とししない」を大目標として据えるなら、入所施設の増設を求める。</p>	<p>調査結果において、特別養護老人ホームの入所待機期間が縮減された一方、介護医療院の利用は圏域内に留まらない利用が生じています。こうしたニーズの変化を考慮し、本計画においては計画外の整備も含め、介護医療院の増設により一定の整備を図っています。</p> <p>さらなる施設整備は、将来のニーズや介護人材確保、給付費上昇を勘案し、慎重に考えていくものとして、次期以降に状況を見ながら位置付けを検討していきます。</p>

No.	意見	組合の考え方
5	<p>【計画書 41 項 基本目標Ⅵ】</p> <p>人材確保が喫緊の課題であるなら、具体的にどれだけ介護スタッフを増やすか、計画へ明記すべき。また、人材確保のためには処遇改善が絶対的に必要となるため、賃金をはじめとした改善の目標も、あわせて明記しなければならない。</p>	<p>介護人材の確保については、国を始め様々な主体が取組を進めていますので、組合独自に目標人数を設定することは難しいと考えます。</p> <p>また、介護職員の処遇改善については、国の基準に基づいて実施しており、賃金等は各事業所が設定するものですから、本組合として目標を設定することは難しいと考えます。</p>
6	<p>【計画書 52 項 (2) 生活支援体制の充実と担い手の育成】</p> <p>家族介護支援事業では、要介護者の家族を対象に、講習や交流会を企図しているが、家族への支援でいえば、介護離職にならない対策やヤングケアラーへの対応こそ重視すべき。抽出アンケートのような中途半端な調査ではなく、しっかりと介護離職（抽出調査でも就労の継続の困難を訴える回答が 4.2%あることから、今後介護離職せざるをえなくなる人も含む）やヤングケアラーの実態を把握する調査を行い、広域組合としての対策を計画へ盛り込む必要がある。</p>	<p>家族介護支援事業は、地域支援事業のメニューとして両市が実施をしており、家族介護をする人たちへの情報提供や、孤独にならないための家族間交流を主な事業としています。</p> <p>また、在宅介護実態調査については、国が示す調査であり、抽出調査でも十分に成果が得られるとされているため、悉皆調査は予定しておりません。</p> <p>介護離職やヤングケアラーに繋がらないように、必要な介護サービスを利用してもらうことが大切と考えていますので、計画ではサービス提供体制を充実するという目標を掲げています。</p>
7	<p>【計画書 57 項 (2) 地域人材の育成】</p> <p>若年世代の参入促進を掲げているが、あわせて上記のヤングケアラーへの対応をしっかりと取り組むことが前提となる。</p>	<p>ヤングケアラーへの対応については、行政の多部局が連携をして行う必要があると考えます。</p> <p>介護保険の分野においては、ケアマネジャーがキーパーソンとなる場合が多いと想定されますが、相談窓口である地域包括支援センターが中心となり、両市において必要な連携が図られるよう取り組むことが必要だと考えます。</p>

No.	意見	組合の考え方
8	<p>【計画書 60 項 施設居宅系サービス】</p> <p>41 項でも指摘したが、「転々とししない」とするなら、「繰越整備分」や「サービスの提供維持に必要な整備分」のほかに、さらなる入所施設の増設を求める。</p> <p>説明会では、入所待機期間が半年程度に縮まっているとしていたが、その期間を支えるために介護離職・ヤングケアラーの問題も起こっており、場合によっては介護する側が人生を棒に振る可能性もある。その点に対する認識も踏まえて、計画への反映やパブリックコメントへの回答を求める。</p>	<p>さらなる施設整備は、将来のニーズや介護人材確保、給付費上昇を勘案し、慎重に考えていくものとして、次期以降に状況を見ながら位置付けを検討していきます。</p> <p>本計画では、施設整備以外にも、在宅サービスとして看護小規模対機能型居宅介護や定期巡回型サービス整備を位置付けており、ヤングケアラーを含め、介護者のサービス利用の選択肢を広げています。</p> <p>計画への位置づけは予定していませんが、適切なサービス利用が進められるようケアマネジャーや地域包括支援センターに働きかけていきます。</p>
9	<p>【計画書 96 項】</p> <p>介護保険料について、計画案では若干の値上げを示しているが、物価高騰のなかで市民の暮らしは厳しく、それは計画案 19 項で暮らしの状況が『苦しい』が 33.6%と表れており、値上げはすべきではない。</p> <p>広域組合の基金（貯金）が約 10 億円に上っていることから、取り崩して保険料を少しでも引き下げられるよう対応すべき。将来的な財政への影響から、基金の取り崩しは前向きに捉えてられていないが、基金を積み増してきたのは現在の被保険者であり、保険料負担の軽減で還元すべきものとする。</p>	<p>介護給付費準備基金は、事業計画期間ごとに余剰となった第 1 号介護保険料を積み立てるものであり、速やかに還元すべきものと認識をしています。</p> <p>第 9 期介護保険料についても、介護給付費準備基金の一部を取り崩し充当することで、介護保険料の上昇を抑えていきたいと考えます。</p>

No.	意見	組合の考え方
10	<p>【パブリックコメントについて】</p> <p>第9期計画案へのパブリックコメントは、両市のホームページで閲覧可能となっているが、当のホームページにはパブリックコメントが実施されていることが掲載されておらず、検索しても該当記事が見当たらない状態で、担当課のページに広域組合へのリンクがあるだけだった。</p> <p>本気で市民の意見を聴くつもりがあるなら、ホームページを閲覧した市民には、すぐにパブリックコメントが実施されていることが判るよう、明確な対応が必要であり、その点を両市ときちんと協議・改善するよう求める。</p>	<p>ホームページへの掲載は両市に依頼していますが、不明瞭な表示となっていたことについてはお詫びを申し上げます。</p> <p>今後は、両市の担当課とも連携を図り、改善に努めてまいります。</p>